

# 長野県動物愛護管理推進計画素案に関する パブリックコメントの実施結果について

多数のご意見をいただき、ありがとうございます。貴重なご意見等につきましては、この計画策定の参考にさせていただきます。

## 1 意見の募集方法

意見募集期間：平成19年11月28日(水)～平成19年12月18日(火)

告知方法：長野県のホームページ、プレスリリース

意見提出方法：郵送、ファックス、電子メール

## 2 寄せられた意見の概要

### (1) 受付数

郵送	ファックス	電子メール	合計
11(7)通	9(7)通	74(11)通	94(25)通

注) ( )は県内件数で内数

### (2) 意見の概要(延べ意見数 763件)

#### ア 主な意見例

- ・ 災害時におけるボランティア、動物愛護団体等との協力体制の構築
- ・ 譲渡をする場合、不妊去勢措置の徹底、譲渡後追跡調査の実施、ボランティアへの紹介
- ・ 引取り後、譲渡できるよう動物の健康管理の徹底
- ・ 動物の処分目標をゼロ
- ・ マイクロチップへの普及条件(安全性の証明等)の遵守
- ・ 不適切な飼育に伴う迷惑行為等に対する対応マニュアルの作成等
- ・ 地域ねこ活動の啓発強化とルール作りの推進
- ・ 繁殖業者等動物取扱業への監視指導の徹底
- ・ 「3Rの原則」の普及等
- ・ 動物の殺処分方法を麻酔薬による安楽死に移行

#### イ 各項目ごとに寄せられた意見等の内訳

第1章 動物愛護管理推進計画の基本的考え方	10件
第2章 長野県動物愛護管理行政の現状と課題	1件
第3章 動物愛護管理推進計画の施策(計画の具体的な施策)	
(1) 動物愛護の普及啓発の推進	78件
(2) 適正な飼養管理の推進	664件
その他の意見	10件

## 長野県動物愛護管理推進計画素案に対する意見等の概要と 意見等に対する考え方について

いただきました代表的なご意見等に対する長野県の考え方につきましては、以下のとおりです。

注)当該箇所の 印の番号は、施策ごとの項目の早い順に示してある。

該当箇所	意見等の概要	長野県の考え方
2 頁	1 計画策定の趣旨 「ペット・実験用・畜産用、すべての動物に対して飼育者は責任をもつ」を追加	御意見につきましては、4 頁の(4)飼い主の役割に含まれるものと考えています。
4 頁	(2)市町村の役割 「地元ボランティアとの連携・支援を行います。」に具体的内容の追加	ご指摘の具体的な取組については、長野県動物愛護管理推進連絡協議会(仮称)(以下「連絡協議会(仮称)」という。)を設置し、検討してまいります。
	(7)動物愛護推進員の役割 「・・・保健所長の推薦により・・・」の後に「及び一般公募を実施し、」を追加。	施策の実施にあたり、参考にさせていただきます。
5 頁	6(1)動物愛護センター、保健所の対応能力の向上 「保健所は、動物愛護センターと連携し・・・」に具体的内容を追加。	ご指摘の具体的内容については、後段に記載してある「負傷動物の処置や苦情処理」を示しております。
	6(1)動物愛護センター、保健所の対応能力の向上 動物の適正飼養の普及啓発のために、「動物愛護相談窓口」を設置すべき。	動物愛護センター、保健所では、随時相談を行っておりますが、さらに周知してまいります。
6 頁	市町村 地域への普及啓発の具体的内容を追加。	ご指摘の具体的な取組については、連絡協議会(仮称)を設置し、検討してまいります。
	図の表記の仕方について：県民と飼い主は別のものではなく、県民の中に飼い主が含まれるのではないか？	ご指摘のとおり、飼い主は県民の中に含まれておりますが、ここでは飼い主(個人)の役割と県民(近隣の人々)の役割を明確にするためにわけてあります。
	図に実験動物・産業動物の適正な取扱いの推進についての記載がない。	関係者の役割を図にわかりやすく示しており、全てを網羅してありませんので、ご理解ください。
7 頁	1 動物の愛護及び管理の基本的な考え方 「動物の命に対して感謝と畏敬の念を・・・」の言葉をあらゆる所に入れる。	御意見の趣旨に沿った内容を表現に工夫してあるものと考えています。
8 頁	全国的な視点で見た長野県の動物愛護管理の状況 「最終的な課題として・・・(全国で1番をとる事ではなく)殺処分数は限りなくゼロに近づける事」を追加	殺処分される頭数を減少させるために、まずは引取数を減少させることが必要であり、殺処分数についての具体的な目標数値設定は必要ないものと考えています。
2 4 頁 施策 1	保健所や動物愛護センターを学校の社会科見学コースに取り入れてください。	施策の実施にあたり、参考とさせていただきます。
	各学校に出向き、処分される現状を知らせる、動物の飼育方法を学ばせる、命についての教育をして欲しいと思います。	動物愛護センターでは、動物への優しい気持ちと正しい飼い方の普及啓発を図るため、学校に出向き動物ふれあい訪問教室を実施しております。

24頁 施策1	「保健所の職員に対する教育を強化する。」を追加。	28頁の施策6の動物愛護管理担当職員研修会の開催及び5頁の(1)動物愛護センター、保健所の対応能力の向上に記載してあり、さらに職員の教育に努めてまいります。
24頁 施策1	「支援を希望する学校」を「動物を使用しているすべての学校」に修正。	学校での動物飼養については、学校が主体的に管理すべきものであり、動物愛護センターの現状を考慮すると、あくまでも要請があった場合に指導助言を行うべきと考えています。
24頁 施策1	動物ふれあい教室等の実施 「動物ふれあい訪問教室は真に必要なと判断される場合のみ実施する」を追加。 「ふれあい教室」は、「実施時期、ふれあう時間の長さを考慮して、動物にかかるストレスを最低限に抑える」を追加	動物愛護センターでは、現在も、動物に過度のストレスがかからないよう細心の注意を払って、動物ふれあい訪問教室等を実施しております。 なお、今後もこれら事業の実施に当たっては、動物福祉に配慮してまいります。
24頁 施策1	「・・・ウサギ、モルモット・・・」ではなく「犬・ねこ」にすべき。(ストレスによる虐待防止)	
26頁 施策4	広報等の積極的活用について 広報等の活用に「ケーブルテレビ」を追加	広く広報活動を実施していくことが、必要と考えていますので、施策の実施に当たり、参考とさせていただきます。
28頁 施策6	「市町村に動物の飼養についてのアドバイザーを置いて、地域住民の依頼などに基づき不適切な飼い主に対して指導、管理を行うこととする。」	知事委嘱の動物愛護推進員が地域におられますので、動物愛護推進員の存在を広く周知してまいります。
28頁 施策6	「警察関係者の教育・連携」を追加。	警察と連絡を密にして連携が図られるよう努めてまいります。
28頁 施策7	「県と市町村によるボランティア団体への支援」を追加。	連絡協議会(仮称)を設置し、検討してまいります。
30頁 施策8	「・・・、飼い主に周知・・・」のあとに「動物展示施設、実験動物施設、畜産施設」を追加。	動物展示施設、実験動物施設、畜産施設は、「飼い主」に含まれるものと考えていますので、これら施設に対しても情報提供に努めてまいります。
30頁 施策8	「関係機関」に「動物展示施設、実験動物施設、畜産施設」を明記。	ここの「関係機関」とは、教育機関等公的な機関を示しておりますので、ご理解ください。
31頁 施策9	「・・・市町村、獣医師会、動物愛護団体等と連絡協議会(仮称)を設置し、・・・」を「・・・市町村、獣医師会、動物愛護団体、警察、消防機関等と連絡協議会(仮称)を設置し、・・・」に修正。	ご意見の趣旨を踏まえ、連絡協議会(仮称)では、警察、ボランティア、動物愛護団体等との協力体制が図られるよう検討してまいります。

	災害時、緊急に動物の避難などを行わなければならない時、警察はボランティアや動物愛護団体等との連携をとり動物の一時避難等を行う。そのため、ボランティアや動物愛護団体等との協力体制を築き強化する。	
31頁 施策9	地震、津波、原発事故など、災害の態様に応じた避難・救護対策を検討しマニュアルを作成することが必要と考えています。 「市町村において動物同伴できる一時避難場所を事前に指定、飼い主に事前に周知するよう努めます。」を追加。	ご意見のとおり、連絡協議会(仮称)を設置し、災害時動物対応マニュアルの作成を検討してまいります。
31頁 施策10	「特定動物は個体登録制にすること」及び「動物を移動させないと動物の身に危険が及ぶ場合にはどのように安全に移動させるかをあらかじめ決めておく」を追加。	特定動物は、動物の愛護及び管理に関する法律(以下「法」という。)に基づく、動物種ごとに許可されており、個体登録制までは必要ないものと考えています。また、動物の避難方法については、今後、連絡協議会(仮称)を設置し、災害時動物対応マニュアルを作成する中で検討してまいります。
31頁 施策10	「動物取扱業者」の後に、「実験動物施設、畜産施設」を追加。 「産業動物及び実験動物施設への対策」「保健所は、産業動物施設及び実験動物施設について平常時より把握し、災害発生時における対策を講じます。」「また、地域防災計画に実験動物施設の所在確認、災害発生時の対策を盛り込むよう、市町村と連携していきます。」を追加。	産業動物施設及び実験動物施設については、関係機関と連携し把握に努めてまいります。 また、災害発生時における対策については、今後、連絡協議会(仮称)を設置し、検討してまいります。
33頁 施策11	「・・・動物病院、狂犬病予防注射会場等において、不妊去勢措置の有効性を・・・」を「・・・動物病院、狂犬病予防注射会場、ペットショップ等にポスター、パンフレットを設置するなどして、不妊去勢措置の有効性を・・・」に修正。 「市町村と獣医師会、愛護団体等と連携した不妊去勢手術の助成金制度の導入を図ります。」を追加 犬・ねこの不妊手術を義務化してほしい。 「ねこに餌をあげている人は、ねこを飼養しているのと同じなので、適切な繁殖制限義務があり、地域で餌の後始末をするなどマナーを守る必要がある。」を追加。 不妊去勢措置は動物愛護センターだけでなく、各市にも普及すべき。	ご意見の趣旨を踏まえ、修正いたします。 すでに、一部の市町村、獣医師会、愛護団体では独自に助成金制度を導入しています。今後、連絡協議会(仮称)を設置し、助成金制度の在り方について検討してまいります。 義務化することは困難ですが、引取り頭数の削減に向けて普及啓発に努めてまいります。 ご意見の趣旨については、41頁の施策21の地域ねこ活動の普及に記載してあります。 不妊去勢措置の普及啓発については、市町村の理解が十分えられるよう、あらゆる機会を通じ普及に

		努めてまいります。
33頁 施策11	愛護センターでの譲渡をする場合、動物の習性や治療費等金銭的な負担の説明を記載した譲渡マニュアルを製作し、希望者には健康面、経済面、年齢等を考慮し審査し、講習後譲渡とする。譲渡される動物は止むを得ない以外は不妊処置を義務化し、譲渡後も追跡調査する。また、必要時は愛護推進委員やボランティアの紹介等する。	現在、動物愛護センターでは、譲渡要領に基づき、不妊去勢措置を施し、事前講習を行った上で、譲渡を行っています。なお、譲渡される犬・ねこの不妊去勢措置の推進については、33頁の施策11のに記載してあります。 また、譲渡事業は、動物愛護推進員等ボランティアと協力して推進してまいります。
33頁 施策11	「当該飼い主に指導及び助言を行っていきま	不妊去勢措置を強制することは法的に困難ですが、強く指導してまいります。
	す。」を「当該飼い主に指導及び助言を行い、従わない場合は強制的に行う。生活困窮者については行政の方で助成金制度などにより援助すること」に修正。	また、助成金制度の在り方については、連絡協議会(仮称)を設置し、検討してまいります。
	生後3ヶ月未満の動物は処分しないで、譲渡できるまで保護できるように努力すべき。	収容施設等の現状を考慮すると、ご意見のとおり収容しておくことは困難ですが、法の趣旨に従いできる限り生存の機会を与えるよう努めてまいりたいと考えています。
	「保健所で、子犬又は子ねこを引き取る場合」を「保健所では致死処分を目的とした子犬又は子ねこは引き取らない。やむをえず引き取る場合は有料とし、当該飼い主より徴収する。」に修正。	ご意見の趣旨については、36頁の譲渡可能な動物の引取りの徹底に記載してあります。また、引取りは有料となっております。
	飼い主には、窓口での啓発指導の強化、繁殖制限措置の徹底。受益者負担の観点からを現行の2000円以上に引き上げる。 また、繁殖販売業者が繁殖に適さなくなった犬の引取りを依頼する場合には、自ら終生飼養するか、適正飼養できる飼い主に譲渡するように指導する。犬などを遺棄することがないように動物取扱業者に対する監督指導を強化する。	引取り手数料については、他自治体の状況を勘案し、積算根拠に基づき設定してありますので、ご理解ください。 動物取扱業者に対しては、適正な業行為を指導してまいりたいと考えています。
	施設に持ち込む飼い主には、持ち込みに至るまでの詳細、理由と名前の記入を義務付け、殺処分の映像または実際の処分現場を見せる事とする。	現在、保健所で引取る際は、飼い主から引取り理由等が記載された「引取り願書」を提出させており、処分方法等についても写真等で説明しております。
	「動物取扱業者からの犬・ねこの引取りは行わない。」「何度も犬・ねこを持ち込みリピーターには厳重な注意と指導をする。」を追加。	法に基づき、引取りを実施するものであり、拒否することはできません。ただし、動物取扱業者に対しては適正な業行為を、また、リピーターに対しては不妊去勢措置の実施等を、指導してまいりたいと考えています。

34頁 施策12	「終生飼養の徹底」のあとに「その動物の習性、食費、疾患、ワクチンや治療費等の金銭的な負担、不妊去勢手術の知識、登録の義務の説明を義務化」を追加。	動物愛護センター、保健所で譲渡する際、譲渡要領に基づき、事前に十分説明するよう努めております。
34頁 施策12	「指導を徹底」を「義務化」に修正。	法に基づき、動物販売業者には、動物の特性及び状態に関する情報を顧客に対して文書を交付して説明するよう義務付けられております。
34頁 達成目標	平成29年度の犬ねこ引取り頭数の合計は、2,307頭以下に修正すべきである。 ねこの引取り数を30%減少ではなく50%減少に修正。 犬の引取り頭数を70%減少を目指すに修正。 ねこの引取り頭数を60%減少を目指すに修正。 各保健所ごとの目標値も設定する。	犬ねこの引取り頭数の目標は、過去の引取り状況及び計画実施に伴う可能な数値を勘案して設定したもので、修正は必要ないと考えていますが、5年後の計画見直しの際には、達成状況をみて検討させていただきます。 また、各保健所の目標設定は必要ないものと考えていますが、施策の実施に当たっては、各保健所に対して計画の進行管理を適正に行ってまいります。
35頁 施策13	動物遺棄の元凶ともいわれる「繁殖産業」は、「新規出店の開業禁止」の内容を盛り込む。	動物取扱業は、法に基づき登録されるものであり、新規出店の開業禁止は困難と考えています。
35頁 施策14	「体制を強化」のあとに「引き取った動物の抑留期間を最大4週間にする。」を追加。 「抑留期間を最低10日とする」「抑留施設を冷暖房完備とし、状況改善に努める。」を追加。 「動物愛護センターで引き取った動物の掲示、抑留期間は最低2週間とする。また、譲渡の可能性が高い個体については無期限とする。」を追加。 「殺処分の方法を麻酔薬注射による安楽死への移行」を追加。	収容施設等の現状を考慮すると、ご意見のとおり期間を収容しておくことは困難ですが、法の趣旨に従いできる限り生存の機会を与えるとともに、施設の改善に努めてまいりたいと考えています。 二酸化炭素は、医学的にも麻酔として利用されてきており、また、国の「動物の処分に関する指針」にも合致したものと考えています。 なお、保健所では生後間もない動物等輸送が不適切と思われる場合は、麻酔薬による処置を行っております。
	センター収容動物に関する記録と、施設収容の動物死体に関する記録を取り、問い合わせ時に速やかに正しい情報を提供できるようにすること。 ポスター、看板、広報、新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、インターネット...、あらゆるメディアを使って、前年度の殺処分数、譲渡数、譲渡率を公開し、積極的に譲渡希望者を募ること。 譲渡の推進には、犬・ねこの管理等ボランティアの導入が望ましい。犬等管理所の指定管理者制度を検討してほしい。 収容、譲渡動物の情報をホームページに掲載し飼	施策の実施に当たり、参考にさせていただきます。

	<p>養希望者を募る事業を進めるとともに、家庭でインターネットを利用していない人にも広く情報を提供するため、市町村役場や公共施設でも利用者がアクセスできるようする。</p>	
35頁 施策13	<p>犬の返還費用の値下げしてほしい。</p>	<p>犬の返還費用については、他自治体の状況を勘案し、積算根拠に基づき設定してありますので、ご理解ください。</p>
35頁 施策14	<p>「譲渡を継続的に推進していくためには」のあとに「譲渡にむけた愛護センターや保健所内での飼養管理体制を強化し徹底する」を追加。</p> <p>民間の企業の協力で、譲渡する動物の広告を保健所が制作し（譲渡情報紙、チラシ）掲示する場所を確保し、保健所が譲渡している事を広めた方が効果はあります。</p>	<p>収容時における健康管理等施策の実施に当たり、参考にさせていただきます。</p>
35頁 施策14	<p>「成犬・成ねこを希望する方に、」を「成犬・成ねこを希望する方に、愛護団体と協力して」を追加。</p> <p>「収容動物の世話、一般譲渡等民間のボランティア団体と連携して行っていきます。」を追加。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、修正いたします。</p>
36頁 達成目標	<p>「殺処分率の減少目標の設定」県だけでなく、各保健所別に設定する。</p> <p>10年後は、殺処分0を目指す。（回復の見込みが無く、痛み等で苦しんでいる個体は除く。）</p> <p>平成29年度の犬の返還・譲渡率は80%以上を目標とし、返還率80%、譲渡率80%に修正すべきである。また、各保健所の達成指標を設定する。</p> <p>平成29年度の犬の返還・譲渡率は70%以上を目標とし、返還率70%、譲渡率65%に修正すべきである。</p>	<p>各保健所の目標設定は必要ないものと考えていますが、施策の実施に当っては、各保健所に対して計画の進行管理を適正に行ってまいります。</p> <p>殺処分される頭数を減少させるために、まずは引取数を減少させることが必要であり、殺処分数についての具体的な目標数値設定は必要ないものと考えています。</p> <p>犬の返還率及び譲渡率の目標は、過去の返還率及び譲渡率の状況及び計画実施に伴う可能な数値を勘案して設定したもので、修正は必要ないと考えていますが、5年後の計画見直しの際には、達成状況をみて検討させていただきます。</p> <p>また、各保健所の目標設定は必要ないものと考えておりますが、施策の実施に当っては、各保健所に対して計画の進行管理を適正に行ってまいります。</p>
37頁 施策15	<p>「・・・周知しいてきます。」を「周知し、予防接種会場、動物病院では徹底させる。」に修正。</p> <p>注射会場で、済票を付けさせる又は鑑札紛失者にはその場で再発行の手続きをさせる。又は犬の台帳に写真を付けさせる。</p> <p>犬については市町村と協力し鑑札、予防接種済票の装着の徹底を図るとともに、利用率が向上するようなデザイン、外れにくいタイプのものに改良するようにしてください。また、飼い主の電話番号等の</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、修正いたします。</p> <p>施策の実施に当たり、参考にさせていただきます。</p> <p>施策の実施に当たり、参考にさせていただきます。なお、鑑札、予防接種済票については、平成19年3月に狂犬病予防法施行規則の一部が改正され、一定条件を満たせば市町村が独自で形を決めることがで</p>

	連絡先を記した迷子札の装着も進めてください。	きるようになりました。
37頁 施策16	マイクロチップリーダーの研究を充実してください。	マイクロチップリーダーの研究開発については、製造メーカーが行うものと考えています。
	繁殖業者による遺棄を防止する対策として、動物取扱業者が所有する動物については可能な限りマイクロチップ等、個体識別措置を講じるように進めてください。	マイクロチップは、有効な個体識別方法の一つとして、しつけ方教室等を通じ啓発してまいります。
	マイクロチップを子犬、子ねこにつけて売ることを義務付け、首輪の製造時に明示場所のついた首輪でなくては売ってはいけないことにすると便利。	子犬、子ねこは、知人からもらえる場合も多いため、ペットショップ等販売時での義務付けは効果が小さいものと考えています。
	ペットショップでは動物を市場で購入した時点でマイクロチップを埋込強制し、買手側にそのナンバー等の証明を渡す。	
	マイクロチップ装着は次の条件で行うべき ・ 個体への絶対的な安全性の証明。 ・ 定業者との癒着を防ぎ、第三者機関立会いのもとに、どのメーカーのマイクロチップが最も安全性があるか検証する。 ・ 交通事故等による破損、腫瘍などの病気併発の可能性を飼い主に説明し、装着するか否かのメリット・デメリットを明示して選択させる。 ・ マイクロチップ未装着の犬・猫に対する行政側の差別待遇は行わない。	マイクロチップ装着の安全性の検証は、それを承認する機関が行い、装着に関する事前説明は実施獣医師により行うものですので、本計画に記載する事項ではないと考えています。  なお、マイクロチップが未装着と言う理由で、差別待遇をすることはありません。
	マイクロチップについては、法律で義務付けられている特定動物、特定外来種以外の個体への装着は推進するべきではない。	環境省告示「動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について」で、マイクロチップは有効な個体識別方法の一つとして推奨されており、今後、家庭動物等に対しても普及啓発を考えています。
38頁 施策17	「外来生物の遺棄がもたらす自然界への影響についても特に普及啓発を進める。」を追加	外来生物法に趣旨に沿って関係機関に協力してまいります。
	施策に新たな項目「目撃の際の通報義務」を追加。	通報の義務付けは法的に規定されていないため困難ですが、通報に努めるよう周知してまいります。
	不適切飼育による迷惑行為や、飼育放棄を含む虐待や遺棄に関する対応マニュアルを作成し、該当者には飼育に関する継続的な指導や所有権剥奪などの取り締まりを行う。	不適切飼育による迷惑行為等に対しては、法に基づき適正に指導するとともに、担当職員、動物愛護推進員に対し、事例対応に必要な技術研修会を開催してまいります。  なお、所有権剥奪については、現在の法では困難と考えています。
	地域ねこ活動を妨害したり、虐待したりする人に対してなんらかの刑罰を決めてほしい。	動物の虐待については、法に基づく罰則がありますので、適正に対処してまいります。



	<p>「虐待とは、動物に対する暴力や殺傷だけでなく、給餌給水を怠ったり、怪我や病気をしても放置したり、運動などの適切な世話をしない等の飼育怠慢も含まれることを周知徹底する。」を追加。</p> <p>動物の遺棄、虐待は懲役、罰金のある犯罪行為です。遺棄、虐待を疑う事例が発生した場合には、発見者は警察へ通報すること、また行政が告発する場合もあることを明記してください。</p> <p>遺棄、虐待等防止の周知についての一部修正 「・・・このためには、県は、人目につきやすい場所」を「・・・このためには、県は、行政の広報紙等を通して動物愛護管理法第44条を県民に周知したり、人目につきやすい場所」</p>	<p>動物の虐待防止については、罰則も含め広く周知してまいります。</p>
39頁 施策18	<p>猟犬、獣害対策犬についての特例を明記してください。この場合、放し飼いによる事故等も発生すると危惧されることから、鑑札や迷子札、マイクロチップなど個体識別措置の徹底を図ってください。</p>	<p>条例制定を検討する上で、参考にさせていただきます。</p>
39頁 施策19	<p>「大型犬、咬み癖のある犬の飼養は届出制とすることを検討する」を追加</p>	<p>条例制定を検討する上で、参考にさせていただきます。</p>
40頁 施策20	<p>「ボランティアとの連携」のあとに「ねこの不妊手術をしているボランティアへの資金援助・ボランティアからの要請により役所の職員が妨害者への注意を行う。」を追加。</p>	<p>地域ねこ活動の有効性について広く広報してまいります。</p>
40頁 施策20	<p>多頭飼養による問題への対応は、すべての飼養(1頭飼いも含む)に修正してほしい。</p> <p>「対象が動物取扱業者の場合は、登録の抹消等の措置を行います。」を追加。</p> <p>「条例の制定について検討」を「条例の制定をする」に修正。</p> <p>「立入検査を実飼養頭数の減少、適正管理等の改善を指導できるよう、条例の制定について検討」すること、この問題に悩まされている全国自治体の先駆的モデルとなるような条例制定が行われることを期待いたします。</p> <p>動物飼育で悪質なケースに罰金などの措置を追加。</p> <p>悪質な不適切飼育者に対して、指導のほか、病院の紹介などの支援を追加。</p>	<p>多頭飼養でない場合でも、周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている場合等は、法に基づき改善を指導しております。</p> <p>遵守基準に違反する場合は、改善指導、勧告等法に基づき適正に対処してまいります。</p> <p>条例については、制定の必要性も含めて検討したいと考えています。</p> <p>条例制定を検討する上で、参考にさせていただきます。</p>

	<p>ボランティア、一般、業者など多頭飼育者が不当に迫害されないよう、多頭飼育者の生活を守り、同時に不適切な多頭飼育者による被害から近隣住民の生活を守るために、適切な監督、助言、規制を行い、多頭飼育崩壊や近隣トラブルを未然に防ぐこと。</p> <p>「飼養頭数に制限を設けて多頭飼育によるトラブルを防止する。」と「多頭飼育者が抱えている精神的トラブルの解決に向けた支援を行えるよう体制を整える。」を追加。</p>	
	<p>長野県が多頭飼育条例で、10頭と数字を決めても問題はないと思います。</p> <p>また、近隣住民から頻繁に苦情がある場合、行政が改善の為に、立ち入り調査の権限を法で決めて欲しい。</p>	
	「市町村からの指導と罰則」を追加。	
	「行政からの命令・罰則」を追加。	
40頁 施策20	「飼養可能な集合住宅」のあとに「飼養禁止の集合住宅においてもガイドラインを提供する」に修正。	飼養禁止の有無に関係なく、集合住宅販売会社等にガイドラインの提供を考えています。
41頁 施策21	<p>住宅街での野良猫対策として、TNR活動（野良猫の不妊手術をして元の場所に戻す事。不妊手術する事で一代限りの命の存在を認め、餌やりの禁止などせずに地域の同じ住民として見守るという考え方。野良猫数や苦情数を減らすために現在最も一般に行われている活動。）の啓発強化とルール作りを行政が主体となっていく事。</p>	飼主のいないねこの適正管理の在り方等を検討し、ガイドラインを作成してまいります。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不妊去勢措置への助成金制度の拡充</li> <li>・地域ねこに限って獣医師による低価格での手術の協力</li> </ul>	ご指摘の具体的な取組については、連絡協議会(仮称)を設置し、検討してまいります。
41頁 施策21	<p>地域ねこ活動の普及の項目を削除すべき又は、「普及」という言葉は用いるべきでない。</p>	ねこの適正飼養を徹底していくために、地域ねこ活動の普及は不可欠なものと考えています。
	「地域を指定して取り組んでおり」のあとに「今後は全てを網羅できるよう体制を整えていく」を追加。	ご意見の趣旨を踏まえ、修正いたします。
42頁 施策22	「動物を繁殖させ売買をする場合は個人でも動物取り扱い業の登録を必要とする」を追加。	動物取扱業の登録については、現行でもご意見のとおり法に基づき運用しております。
	「説明の指導を徹底」のあとに「動物を取扱う業者の資質が適切かどうか、または動物が置かれている環境が適切かどうか定期的に監視、指導を行う」を追加。	動物取扱業者に対しては、法に定められた遵守事項について監視指導しておりますが、今後も施策22及び23に記載のとおり、動物取扱者に対する指導や自主管理の推進に努めてまいります。

	<p>動物愛護管理法では施設を持たない業者も登録の対象となっています。インターネットなどによる通信販売も含めて取り締まりの対象とする旨を明記して下さい。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、修正いたします。</p>
	<p>生年月日とともに、ブリーダー等繁殖業者から出荷される日も表示するよう指導することを追加すべきである。</p>	<p>法的規制のない「ブリーダー等繁殖業者から出荷される日の表示」については、本計画に記載することはできませんが、今後、連絡協議会(仮称)を設置し、模範的な動物取扱業者の育成について検討したいと考えています。</p>
	<p>「悪質な動物取扱業者に対しては、登録の抹消等厳しい措置を行います。」又は「また広く一般の消費者に動物取扱業に関する規制について啓発普及します。」を追加。</p>	<p>法に違反した業者に対しては、適正に対処してまいります。</p> <p>また、動物取扱業に関する規制については環境省の作成したリーフレットを保健所等で配布しております。なお、環境省ホームページでも掲載されています。</p>
	<p>繁殖を行う個体の登録も義務とし、繁殖制限をする。基本的にネットオークションなどでの生体取引は禁止すべき。また、動物取扱業者等からの、研究施設等への実験動物供与も禁止すべき。</p>	<p>生体取引については、現行の法令で認められた販売方法であり、禁止することはできません。また、個体登録の義務、繁殖制限もできませんが、今後とも適正飼養の指導を徹底してまいります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病気のあるものを治療しなかったり、商品にならないからといって、殺傷したりした場合には、動物愛護法を活用して動物虐待として取り扱うよう努力する。</li> <li>・定期的な事前連絡なしの立入り検査を実施する。</li> <li>・3ヶ月未満の子猫・子犬の販売を禁止し、販売時はマイクロチップの装着するよう指導する。</li> </ul>	<p>法に定められた遵守事項の徹底を指導してまいります。なお、立入り検査は、原則として事前連絡なしで行うよう努めてまいります。</p> <p>また、幼齢な犬・ねこ等の社会化を必要とする動物については、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管するよう指導してまいります。</p>
42頁 施策22	<p>動物取扱責任者への指導</p> <p>繁殖業者の責任について、一定基準を設けて厳しく指導して欲しいと考えています。</p> <p>例えば、劣悪な繁殖・飼育環境の業者への指導の徹底。病気予防(先天性異常の子を繁殖させない、売らない等も含む)への指導の徹底など、明記していただきたい</p>	<p>法に定められた遵守事項の徹底を指導してまいります。</p>
42頁 施策23	<p>実態把握期間を20、21年を20年のみに変更。</p>	<p>実態把握の期間は、すべての施設の実情を把握する上で2年間は必要と考えています。</p>

4 2 頁 施策 2 3	「連絡協議会(仮称)において動物取扱業の育成策を検討していきます」のあとに、「また連絡協議会では、問題発生に対しての業者の危機管理意識を高めるため、早急に、業者の供託金制度発足を検討する」	施策の実施に当たり、参考にさせていただきます。
4 3 頁 施策 2 4	「普及啓発」を「管理指導」修正。	畜産業者や実験動物施設に対する各々の基準は、個別に指導を行う性格のものではないと考えています。
	「畜産業者への普及啓発」、「実験動物施設への普及啓発」の項に「動物に苦痛を与える行為」の具体例とその「禁止事項」を盛り込む。又動物実験の項では、「実験の市民への公開」を追加。	法的に規制のない「禁止事項」、「実験の市民への公開」を追加することはできませんが、各々の基準の遵守事項について普及啓発してまいります。
4 3 頁 施策 2 4	畜産動物の健康と福祉を図ることは、感染症予防、食の安全につながりますので、畜産関係部局と連携し、畜産動物の福祉向上を推進して下さい。	関係部局と連携し、畜産動物の福祉向上に努めてまいります。
	「産業動物の福祉向上の推進を図り、施設の立入り検査をして飼養状況をチェックし、改善指導をする。」を追加。	
	起立不能の牛が死ぬまで放置されている現状がある。すみやかに致死処分するよう獣医師、畜産農家に指導してほしい。	牛などの家畜が起立不能になった場合、治療や給餌、給水を行いながら経過観察する場合があります。 なお、獣医師、畜産農家に対しては、家畜に不必要な苦痛を与えることのないよう、適切な対応を指導してまいります。
	畜産動物こそ、動物愛護法の対象とし、虐待を受けることのないよう、きちっとした条例を設けるべき。	動物の虐待については、法に基づく罰則もありますので、関係部局と連携し、法の趣旨を周知してまいります。
	「産業動物の性格」を「産業動物の生態・生理・習性」に修正。	ご意見の趣旨を踏まえ、修正いたします。
4 3 頁 施策 2 4	動物愛護管理法で定められている動物実験の「3R」の普及のためには、まず施設の所在や実験内容の実態把握が不可欠です。すべての動物実験施設に「3R」の周知徹底が図られるようにして下さい。	施設等の実態把握に努めるとともに、「3Rの原則」について普及啓発してまいります。 また、実験動物施設への立入り検査、指導については、特定動物を飼養している等を除き、権限がないことから困難と考えています。
	「実験動物施設を、民間のものも含めて、飼養実態調査(施設の場所、動物の数、実験の内容)を実施する。飼養状況については、立入り検査をして、改善すべき点があれば注意指導する。」を追加。	
	県内で実験動物を使用している企業を公表すべき。	法的に規制のない「企業の公表」等を記載することはできません。なお、実験動物が適正

	<p>動物実験は必要最小限とし、苦痛を伴うものは禁止すべきである。これに違反したものの氏名・機関名公表と罰則規定を策定すべき。</p>	<p>に取り扱われるよう、「3Rの原則」(苦痛の軽減、代替法の活用、使用数の制限)の普及啓発に努めてまいります。</p>
	<p>実験動物について、代替法に切り替えるよう検討すべき。</p>	
	<p>大学研究機関等だけではなく、実験動物生産施設も含めるべき。動物実験を行う施設と実験動物を生産する施設の両方を動物取扱業者として登録の対象とする施策をとるべき。</p>	<p>動物実験を行う施設は、法で登録が除外されています。また、実験動物を生産し販売する施設では登録が必要であると考えられますので、該当施設については適正に対処してまいります。</p>
	<p>「犬の登録をしていない違法な施設に対しては、摘発等の措置を行います。」を追加。</p>	<p>法に基づき、適正に対処してまいります。</p>
その他	<p>センター等での収容動物の扱いは最低限健康状態を維持できるように配慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オスメスの檻を分ける。</li> <li>・小型犬、大型犬を分ける。</li> <li>・老犬、仔犬、仔猫、老猫を分ける。</li> <li>・室温湿度などの調整。十分な給餌。</li> <li>・臨床経験豊富な獣医の常勤による健康管理。</li> </ul>	<p>動物愛護センター等では、極力細心の注意を払い飼養管理しておりますが、ご意見を参考にさらに配慮してまいりたいと考えています。</p>
	<p>野生動物について、殺すという選択肢でなく、動物達が山で暮らせるような環境づくりに努めるべき。</p>	<p>野生動物は適用外となります。</p>
	<p>動物達を守る条例を作ってほしい。</p>	<p>条例制定を検討する上で、参考にさせていただきます。</p>
	<p>毛皮にされる動物の命を守るため、その行為を禁止する条例を設けるべき。</p>	<p>現状から条例で規制することは困難と考えています。</p>
	<p>展示動物(動物園)などの飼育に関する項目は、盛り込まれないのでしょうか?</p> <p>例えば、過密な状態での飼育や、生態を無視した飼育があれば指導する。また、安全性(人にも動物にも)重視の飼育環境(檻の仕様、二重扉等)が徹底されるべき。</p>	<p>展示動物についても対象となりますので、法に定められた遵守事項の徹底を指導してまいります。</p>
	<p>野生動物への適用はあるのでしょうか?</p> <p>(傷病動物の保護 あるいは 事故に遭った野生動物の死骸などの回収に関する件は、本計画の対象外となるのでしょうか)</p>	<p>野生動物は適用外となります。</p>